

平成 2 3 年 度

生 駒 市 病 院 事 業 会 計 予 算 書

生 駒 市

議案第31号

平成23年度生駒市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度生駒市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

病院施設実施設計及び工事監理業務

病院用地造成工事

(収益的支出)

第3条 収益的支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金33,278千円を借り入れる。

支 出

第1款 病院事業費用	33,278千円
第1項 医業費用	33,078千円
第2項 医業外費用	200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	195,214千円
第1項 企業債	174,600千円
第2項 補助金	427千円

第3項 他会計からの長期借入金	20,187千円
-----------------	----------

支 出

第1款 資本的支出	195,214千円
第1項 建設改良費	195,214千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院用地借上料	平成23年度から	千円 1,662,183
	平成53年度まで	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 174,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる場 合について、 利率の見直し を行った後 においては、当 該見直し後の 利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、174,600千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 16,649千円

(他会計からの補助金)

第9条 新設改良事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、427千円である。

平成23年3月25日提出

生駒市長 山下 真